

【資料No.23】 精神科医の産業保健に関する資格要件を示す証明書の写

[ポイント]

登録基準Ⅱ 1 (4) イ (イ) a に掲げられている「労働安全衛生法第13条第2項の要件を満たすこと」とは産業医の資格となります。産業医の要件を備えた医師であることを証明できる、以下のいずれかの書類の写を添付して下さい。

- ①日本医師会の認定産業医の証
- ②産業医科大学産業医学基本講座の修了認定書
- ③労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格証
- ④労働衛生に関する科目を担当する教授・准教授又は講師であることの大学の証明

登録基準Ⅱ 1 (4) イ (イ) b に掲げられている「以下のいずれかの産業保健に関する研修を受講していること」の研修で、(a)の「精神科医等のための産業保健研修会」は平成21年度は、独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施します。21年度の研修では研修修了証が交付されますので、その写を添付してください。(平成20年度以前に受講した方は

①受講者氏名、②開催年月日、③開催都道府県、をお知らせください。受講を確認します。)

また、(b)の日本産業精神保健学会が行う「精神科医のための産業保健教育研修講座」を受講した方は日本産業精神保健学会が発行する修了証の写を添付して下さい。

産業医証 (例①)



労働衛生コンサルタント合格証（例③）

第	号
<b>合格証</b>	
氏名	
生年月日	
あなたは、労働安全衛生法第八十三条の 規定によって実施した平成 年度 労働衛生コンサルタント試験（保健衛生） に合格したことを証します。	
平成 年 月 日	
厚生労働大臣	